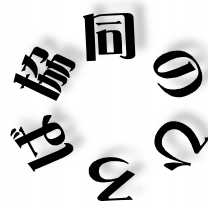


シンポジウム

「イタリアの社会協同組合にみる 障害者の就労の可能性」



2003年9月2日(火) 参議院議員会館会議室において、イタリアのCO. IN: 統合協同組合協会) 会長マウリツィオ・マロッタさんをお迎えして標記シンポジウムが開催されました。

このシンポジウムは8月末に大阪で行われた共同連大会に参加されたマロッタさんをお招きして関東で学習会を開催するため、参議院議員の堀利和さんが代表となって呼びかけ、『イタリアの「社会協同組合」を学ぶ関東集会実行委員会』の主催として実現したものです。協同総研・日本労協連も賛同者として協力させていただきました。

当日はマロッタさんの他、研究所の顧問の石見尚さん(日本ルネッサンス研究所)、同じく理事の斎藤縣三さん(共同連)、岡安喜三郎さん(協同総研専務)の報告・質疑が行われましたが、マロッタさんの発言を中心に編集部がまとめさせていただきました。(菊地)



今回私は社会協同組合を皆様にお伝えするために来ました。いろいろな障害者を含めた働く場・企業の経験をお話したいと思います。

私は学校を卒業しすぐにローマの北東、マルケ州の小さな町の一角にある障害者の働く「カーポダルコ共同体」にボランティアとして行きました。75年からその共同体はローマに進出し、それ以来私はメンバーとして関わり、現在はカーポダルコ社会協同組合の理事となっています。

イタリアの障害者自立運動

20～30年前、イタリアでは障害者の権利を守る運動が始まり、さまざまな方法の可能性が積み重なって行きました。「障害者が社会で自立して生きていく」というのがその中心概念で、その一つとして公立学校へ入る権利を保障するということがありました。

イタリアでは1978年に精神病院の廃止・

解放が行われ、それまで病院に収容されていた人たちが、全て地域社会の中で生きていくという改革がありました。その中で障害者が社会・地域・家族の中で生きていく、という自立のプロセスが徐々に進んで行きました。

障害者が生きていく・働くということと言うと、最も難しいのは重度の障害者の場合です。イタリアには、公的・私的な企業が障害者を一定の割合で雇用することを定めた法律がありますが、経営者側から無視され守られませんでした。特に重度の方にはその傾向がありました。

障害者に仕事を！

そういう状況の中で、障害者自身が主体となりその家族、さらにはそれに共鳴する人たちが「障害者に仕事を！」という運動を始めました。それまで「不就労の溜まり場」となっていた公的な職業訓練を改革し、さまざまな主体が一緒になって、障害者が自立的に仕事を持つ、という動きが起きました。

協同組合運動

そういう運動の中で、障害者が働く企業形態として協同組合形式が生まれてきました。



た。これはイタリアの生活協同組合の運動と関係するわけですが、協同組合は20世紀初頭からイタリアのさまざまな分野で発展してきました。協同組合形式が障害者に選択されたのは出資金の多寡に関わらず「1人1票」の民主的運営であり、障害者の自立的な働き方に相応しかったからです。協同組合の運営原則で言うと「1人1票」で総会で最終的な意思決定が行われます。これは障害者自らが主体者として生きる上でも積極的な意味がありました。

初期段階での困難

これら社会協同組合の先駆けは、当初は小規模であり社会的にも認知されておらず、下請け作業や手工業分野の作業が中心でした。この段階ではまだ公的支援は全くない状態で、ボランティア的な意思に支えられてはいましたが、企業的には未熟で経営能力や資金も貧しく個々人への負担も大きく、この時期に生まれた協同組合企業の中には直ちに危機に陥るものも少なくありませんでした。

CO.INの結成

私はCO.INという社会協同組合の連合体の理事長をしてありますが、この連合体は1980年代末に前述したような障害者の協同組合企業のさまざまな問題を共通して解決する為に結成されました。運動に関わっていた協同組合の指導者たちは、問題解決のために連合体が必要だと考え、私たちCO.INを含めいくつかの連合体が生まれました。連合体の目的は何よりもまず、それぞれの企業の経験の交流を通じて新たな力を得ることにあります。具体的には、仕入れにおける協力、社会協同組合への世論の喚起、

行政に対するロビー活動などを行ってきました。

社会協同組合の法的認知

そのような活動の結果、認知が広がり1991年11月8日に法381号が成立しました。その目的は社会協同組合の活動を通じて人間的な生き方の推進および市民の社会参加を促進することとされています。

B型社会協同組合をご説明しますと、これは「社会的に不利な立場の人々の労働参加」を図ることを目的としています。「社会的に不利な人々」とは全ての障害者を指すのみならず、受刑者のうち許可を得た人、アルコールや麻薬依存症の人、家庭から養育放棄された人などを意味します。

社会協同組合の法律上の条件

この法律に基づいて社会協同組合を名乗るにはいくつかの条件があります。名称に「社会協同組合」を入れること 働く人の30%は「社会的に不利な人々」でなければならないこと 社会協同組合の管轄を州とすること 会計監査等を行うこと、などです。

社会協同組合の振興策

この法律に基づく社会協同組合への施策をいくつかご紹介します。まず社会協同組



合に働く社会的に不利な立場の人々への社会保険料は免除されています。これは他の協同組合企業に比べて40%のコストの削減となります。それから、公的な事業への参加については20万ユーロ未満の仕事については、優先的に社会協同組合に契約をさせるということになっています。また、地方公共団体は、事業立ち上げ資金の援助や働きながら奨励金を受け取る制度、設備改善への資金の援助などさまざまに整備されてきました。

法律により社会協同組合は他の団体と契約して仕事をするできるようになったわけですが、その結果、行政の民営化・外部化のプロセスと結んで、ビルの清掃、ゴミ回収、公園・墓地維持管理、情報サービス提供等の仕事も数量的にも発展しました。

行政（国・地方）にとってのメリット

一方で仕事を発注する行政にとってのメリットですが、まず社会協同組合に委託することで市場と同じ条件・同じ質のサービスを受け取ることができます。さらに、障害者が仕事に就くことにより、年金を受け取るのではなく納税者となることができます。

質問に答えて

【精神病院が廃止され、そこに居た人たちはどこへ行ったのか？】

簡単にお答えすることはできませんが、国家によって1箇所收容するというのを止めて、分散化・分権化する方向になったということです。地域の中で小規模の共同生活をしたり家庭の中で生活しケアを受けるといった形です。

【ビル清掃やゴミ回収以外の一般の企業で働



【くことについては？】

ご指摘のように仕事としては簡単な分野が多いのは現実です。しかしそれに満足しているわけではありません。産業全体の变化とも関係しますが、もっと生活の質にかかわる仕事、例えば障害者への旅行情報を提供する仕事やIT分野での仕事に取り組んでいます。

【社会協同組合が障害者が一般企業で働くことを阻害していないか？】

私たちは一般の企業で働けないから社会協同組合で働くとは考えていません。逃げ道や選択肢としてではなくもう少し広い考え方で働いています。法的整備も進み公企業・私企業を問わず障害者雇用の努力が進んでいますので、閉ざされているとは考えていません。

【社会協同組合における最低賃金法は？】

社会協同組合での賃金は一般企業の賃金と同じです。最低賃金という額は示されていません。(最低賃金法というのはイタリアではありません。労働組合との協定で賃金表が定められ、同一労働同一賃金で支払われているそうです。シンポジストの石見さんの説明)

【公的な仕事の委託における競争企業との関係での住み分けは？】

社会協同組合が請け負う公園清掃等の仕事は、行政が出す仕事全体の金額から見て3～4%で、これは先程申し上げた20万ユーロ未満の仕事です。確かに競争は激しく民間企業と実際に競争した場合なかなか仕事は取れません。

【社会協同組合で働く障害者の割合は？】

イタリアには、障害者雇用法というものが、現在、その数字は単に障害者だけではなく広い意味で社会的に弱い立場の人も含めて従業員の7%となっています。そこではおおよそ20万人が働いています。そういうことから考えますと、社会協同組合で働いている人は、全体のなかでの就労している人の中での8.5%を形成しているのではないかという、数字がでています。ただ、一般の民間企業で働いている障害者は非常に軽度の方が多いのに対し、社会協同組合で働いている人たちは、中・重度の人が多いという差があります。

また、一般企業で働いている障害者の割合は減ってきており、他方で私どもの社会協同組合が非常に増えている、という傾向も指摘できます。しかも社会協同組合は、毎年15、16%の割合で増えており、内容的にも、私どもは中・重度の人、一般企業は軽度の人というような差があり、私どもの取り組みを強める必要があります。

最後に

日本とイタリアの障害者の問題について、いろいろなお話を伺いましたが、かなり近いものがあるという印象がありました。日本でも社会的企業と申しますか、そういう

働き方が非常に増えているということがあり、そういう意味でも近いものがあると考えています。

そのなかで大切なことは、やはり、障害者、弱い立場に立つ人々が社会の一員として生きていく、あるいは権利を主張していく、ということが重要であると思います。また、これはひとつの傾向として、自主企業のような、働く人々が単に命令されて働く、従って働くというやり方ではなく、一人ひとりが主体として働くという事業方式が増えていることは、すばらしい世界的な動きだろうと思います。

私は、社会協同組合が増えていることをお伝えしましたが、今後も私たちの取り組みをお伝えし、また皆さん方からのお話を伺ったり、国際的な運動をこれから作っていく必要があると思います。また人材や経験の交流も必要ですが、物の取り引きという面でもさまざまな可能性があるのではないかと思います。そういうことを目指して、今後とも皆さんと一緒に働いていきたいと思えます。

協同総研では、9/15～26に田中夏子さん(都留文科大)を中心にイタリア社会的協同組合の調査を行います。その報告会を兼ねた研究会を下記の日程で行います。ぜひご参加下さい。

日時：2003年10月25日(土)午後
場所：明治大学(予定)
報告：岡安喜三郎ほか(予定)